

ご 説 明 資 料

平成29年 5 月22日
金 融 庁



ゆうちょ銀行について

ゆうちょ銀行の「今後のビジネス展開」と新規業務の認可申請

- 現下の未体験の金融環境や変化の激しさを踏まえて、「顧客本位の良質な金融サービスの提供」「地域への資金の循環等」「資金運用の高度化・多様化」の3点を基軸に、更なる企業価値の向上を目指す。
- 全国の郵便局ネットワークや広範な顧客基盤といった特色を生かして、強みを有する分野での業務に特化。

（１）顧客本位の良質な金融サービスの提供

- 郵便局ネットワークを活用し、簡明で分かりやすい資産運用商品の提供や、積立NISAを積極的に推進し、顧客の資産形成をサポート
- 決済サービスの拡充等による利便性向上の取組みを推進
⇒ 口座貸越による貸付業務 <認可申請>

（２）地域への資金の循環等

- 地域金融機関と連携し、地域ファンドへの出資を通じてエクイティ性資金を地域に供給することで、地域経済の活性化に貢献
- 地域金融機関との協調・提携関係を活用・拡張し、事務処理等の効率化を図る
⇒ その他の銀行業に付随する業務等 <認可申請>

（３）資金運用の高度化・多様化

- 適切なALM・リスク管理の下、安定的な収益を確保しつつ収益力の強化を図るため、更にリスクの分散・収益源の多様化を推進
⇒ 資産運用関係業務 <認可申請>

「口座貸越による貸付業務」の認可申請

- 決済サービスの一環として、残高を超える自動払込等の場合に、不足分の自動貸越に対応するなど、通常貯金保有者の急な出費への備えとなる口座貸越による貸付業務を認可申請。

【口座貸越による貸付業務の概要等】

- 通常貯金口座を保有する個人からのサービス利用の申込みを受け、返済能力等に係る審査を行い適当と認められた場合に極度額※を設定。
- 通常貯金口座の残高を超える金額の払出しの請求があった際に、当該残高を超える金額について無担保で貸付を実行。
- 平成31年1月以降のできるだけ早期に業務を開始することを予定。システム開発等を含む適切な販売態勢等を整備した上で、銀行法に基づく承認申請を行う。

※ ゆうちょ銀行では、極度額について当面50万円程度（契約1年目は原則30万円程度）を想定。

【主な態勢整備】

- 経営陣において、「顧客本位の良質な金融サービスの提供」という目的に沿った経営戦略及び業務実施方針を策定するとともに、法令遵守の徹底を図る。
- 直営店及び郵便局を窓口としてサービス利用の申込みを受け付け、その後の審査・債権管理業務は本社で管理する態勢とする。日本郵便(株)との連携についても健全かつ適切な業務運営を確保するための態勢を整備。
- 顧客の借り過ぎを防止する観点から、顧客への配慮を欠いた広告宣伝を抑制するとともに、審査に当たっては返済能力のほか他の金融機関からの借入等についても検証することや、貸付実行後も定期的に借入状況を検証する等の態勢を整備。

「その他の銀行業に付随する業務等」の認可申請

- 地域金融機関等との協調・提携関係を推進するため、今後の社会・経済環境の変化の中でも、地域金融機関等のニーズに柔軟に対応しつつ、ゆうちょ銀行の余剰能力等を有効活用した業務を行うため、以下の業務（ゆうちょ銀行が実施可能とされている業務に付随する業務に限る）を認可申請。
- ・ その他の銀行業に付随する業務
 - ・ 銀行その他金融業を行う者の業務の代理又は媒介

【実施予定の業務】

- 税公金の取りまとめ事務の共同化
- ・ 他行から税公金の取りまとめ事務を受託するとともに、自行分と他行分を一括して専門業者に事務委託し、事務の効率化・委託費の抑制を図る。

（参考）その他の銀行業に付随する業務等： 地域金融機関との連携のための業務等

従来より可能な業務	民営化後認められた業務
—	・ リバースレポ取引 ・ クレジットカード会員向け付帯業務（カード発行、ポイント付与） 等

「資産運用関係業務」の認可申請

- 資金運用の高度化・多様化に資するため、市場運用関係業務について包括的な認可申請。

【認可申請に係る主な運用対象】

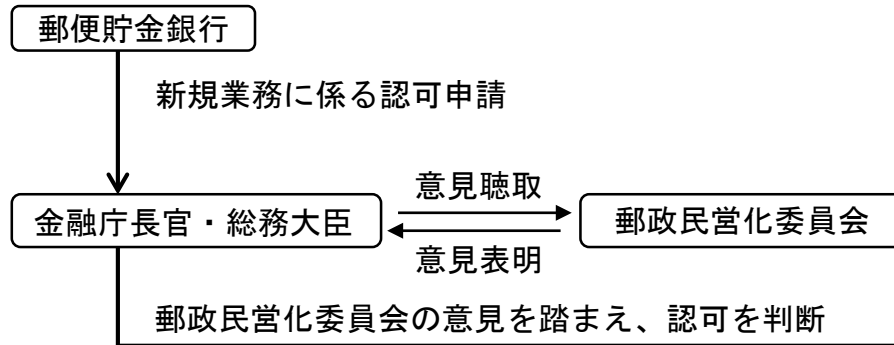
- 有価証券関連店頭デリバティブ取引（株式スワップ）
- デリバティブ取引（CDS）
- 金融等デリバティブ取引（商品デリバティブ取引）
- 国に対する資金の貸付け（交付税及び譲与税配付金特別会計等へのプライマリー取引）

（参考） 資産運用関係業務：資金運用の高度化・多様化のための運用対象の拡大

従来より運用が可能な資産	民営化後認められた資産
・ 国債、地方債 ・ 社債 ・ 外国債（国債、上場法人債に限る） ・ 地公体への貸付 ・ 国債先物取引 ・ 譲渡性預金証書、CP ・ 日銀当座預金への預入 等	・ シンジケートローン（参加型） ・ 株式・信託受益権 ・ 外国債（左記以外のもの） ・ 貸出債権の取得等 ・ 金利スワップ取引等 ・ 株価指数先物取引等 ・ 地域活性化ファンド等への出資 等

ゆうちょ銀行の新規業務の認可及び承認の流れ

1. 郵政民営化法に基づく金融庁長官及び総務大臣の認可



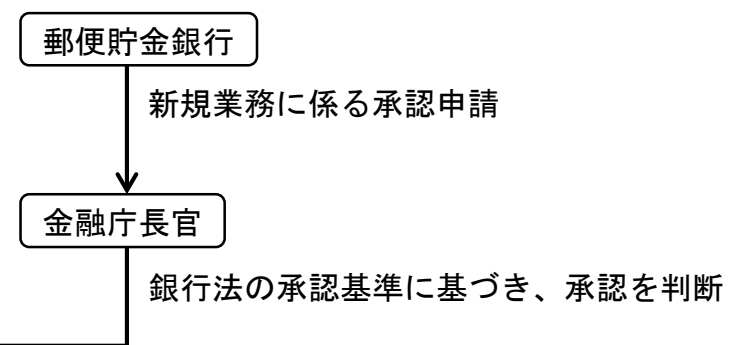
認可基準（郵政民営化法第110条）

次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

＜以下の事情を考慮＞

- ・ 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- ・ 郵便貯金銀行の経営状況

2. 銀行法に基づく金融庁長官の承認



承認基準（銀行法第4条第2項）

- ・ 当該新規業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、当該新規業務に係る収支の見込みが良好であること。
- ・ 人的構成等に照らして、当該新規業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

1. の認可及び2. の承認が得られた場合、新規業務の実施が可能

認可申請のあった業務		関連規定
①口座貸越による貸付業務		郵政民営化法第110条第1項第2号 (銀行法第10条第1項第2号)
②その他の銀行業に付随する業務等		
	銀行その他の金融業を行う者の業務の代理又は媒介	郵政民営化法第110条第1項第6号 制限命令※第3条第1項第6号 (銀行法第10条第2項第8号)
	その他の銀行業に付随する業務	郵政民営化法第110条第1項第6号 制限命令※第3条第1項第11号 (銀行法第10条第2項柱書)
③資産運用関係業務		
	国に対する資金の貸付け	郵政民営化法第110条第1項第2号 (銀行法第10条第1項第2号)
	有価証券関連店頭デリバティブ取引	郵政民営化法第110条第1項第3号 (銀行法第10条第2項第16号)
	デリバティブ取引	郵政民営化法第110条第1項第6号 制限命令※第3条第1項第9号 (銀行法第10条第2項第12号)
	金融等デリバティブ取引	郵政民営化法第110条第1項第6号 制限命令※第3条第1項第10号 (銀行法第10条第2項第14号)

※ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（内閣府・総務省令）

第110条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

② 銀行法第10条第1項第2号に掲げる業務（次に掲げる業務を除く。）

- イ 預金者等に対する当該預金者等の預金等を担保とする資金の貸付け
- ロ 国債証券等を担保とする資金の貸付け
- ハ 地方公共団体に対する資金の貸付け
- ニ コール資金の貸付け
- ホ 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社又は郵便保険会社に対する資金の貸付け
- ヘ 機構に対する資金の貸付け

③ 銀行法第10条第2項第1号、第5号の2、第6号、第7号、第8号の2、第13号及び第15号から第17号まで並びに第11条第1号、第3号及び第4号に掲げる業務

⑥ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める業務

第98条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時ににおいて、銀行法第4条第1項の免許を受けたものとみなす。

2 前項の免許は、次に掲げる条件が付されたものとする。

① 第110条第1項各号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこと。

3 前項の条件は、銀行法第4条第4項の規定により付された条件とみなす。

第3条 法第110条第1項第6号に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

⑥ 銀行法第10条第2項第8号に掲げる業務（次に掲げるものを除く。）

- イ 株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて行う小口の教育資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第2号の下欄に規定する小口の教育資金をいう。）の貸付けの申込みの受理及び当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務
- ロ 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて行う小口の教育資金（沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第2項第1号の2に規定する小口の教育資金をいう。）の貸付けの申込みの受理及び当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務

⑨ 銀行法第10条第2項第12号に掲げる業務（特定デリバティブ取引（投資の目的をもってする次に掲げるものをいう。）を除く。）

- イ 金融商品取引法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国通貨をもって表示される支払手段の売買に係る取引に限る。）
- ロ 金融商品取引法第2条第22項第1号に掲げる取引（外国通貨をもって表示される支払手段に係る取引に限る。）
- ハ 金融商品取引法第2条第22項第3号に掲げる取引（外国通貨をもって表示される支払手段の売買に係る取引に限る。）

⑩ 銀行法第10条第2項第14号に掲げる業務

⑪ 銀行法第10条第2項に規定する業務のうち同項各号に掲げる業務以外の業務であって、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下この号及び第13条第1項第25号において「整備法」という。）第2条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第24条第5項に規定する郵便貯金業務及び整備法第2条の規定による廃止前の日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成16年法律第165号）第3条に規定する業務に該当しない業務

第10条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

② 資金の貸付け又は手形の割引

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

⑧ 銀行その他金融業を行う者（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（第4条第5項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る。）

⑫ デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第5号に掲げる業務に該当するものを除く。）

⑭ 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第6項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第4号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第5号及び第12号に掲げる業務に該当するものを除く。）

⑯ 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第5号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第2号に掲げる業務に該当するものを除く。）

かんぽ^o生命について

- 低金利環境が継続する中、本年4月の保険料の値上げにより、終身保険の魅力が低下。
 - 平均寿命の延伸等を背景に、長生きに備える重要性が高まる中、当社の個人年金商品は低金利の影響により、すべて販売停止。
 - 入院日数の短期化等、医療環境の変化に応じて、顧客の医療保障ニーズも変化。
 - 高齢化の進展に伴い、法人向け商品にも介護等に伴う必要資金を確保したいというニーズ。
- ⇒ 以上の状況に対応するため、新規業務を認可申請。

【終身保険等の見直しの概要】

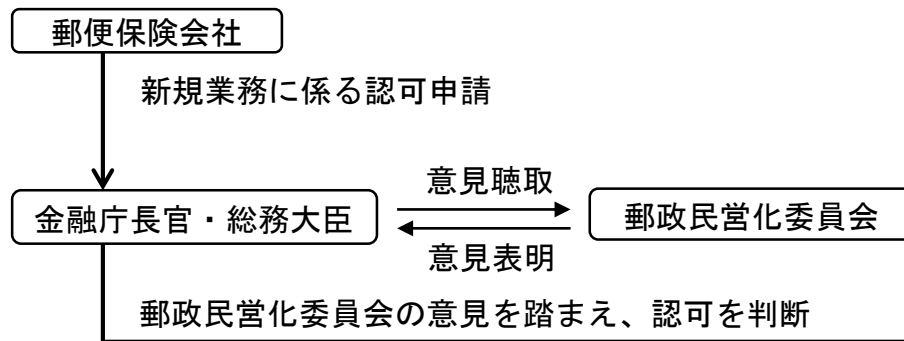
- **終身保険の見直し**
 - ・ 解約返戻金を低く設定し、保険料を低廉化
- **定期年金保険の見直し**
 - ・ 解約返戻金を低く設定するとともに、長生きに備えて、年金支払期間を長期化
- **入院特約等の見直し**
 - ・ 入院初期保険金の設定、手術保険金の支払対象の改定（例：外来手術を支払対象に拡大）
 - ・ 終身保険に付加する特約について、「無解約返戻金型」「解約返戻金低減型」を設定
 - ・ 災害特約の無配当化

【法人向け商品の受託販売の充実】

- **第一生命の「経営者向け介護保障定期保険」の受託販売**
 - ・ 法人顧客へのサービス向上を図るため、受託販売商品の追加

かんぽ生命の新規業務の認可の流れ・審査基準（商品見直し）

1. 郵政民営化法に基づく金融庁長官及び総務大臣の認可



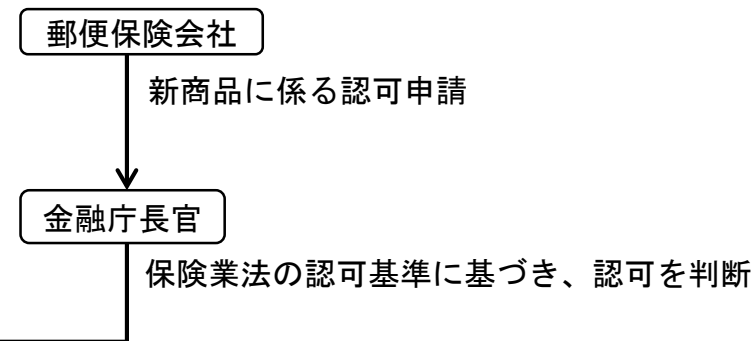
認可基準（郵政民営化法第138条）

次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

<以下の事情を考慮>

- ・ 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- ・ 郵便保険会社の経営状況

2. 保険業法に基づく金融庁長官の認可



認可基準（保険業法第5条等）

保険契約の内容が、

- ・ 保険契約者等の保護に欠けるおそれがないこと。
- ・ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・ 公序良俗を害する行為を助長、誘発するおそれがないこと。
- ・ 保険契約者等にとって明確かつ平易に定められていること。

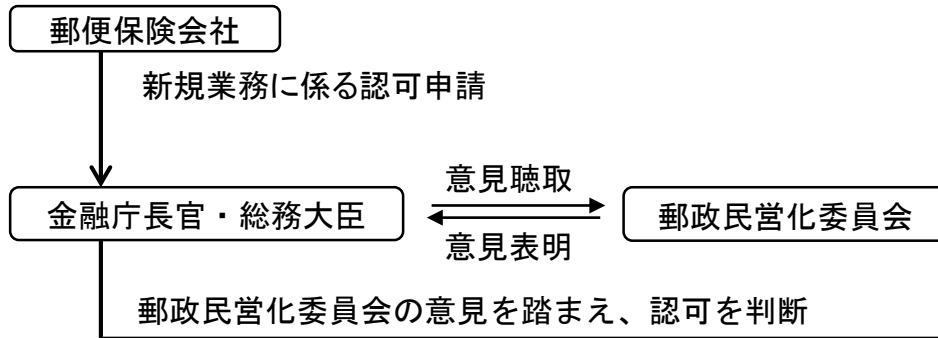
保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

等

1. 及び 2. の認可が得られた場合、新規業務の実施が可能

かんぽ生命の新規業務の認可の流れ・審査基準（受託販売）

1. 郵政民営化法に基づく金融庁長官及び総務大臣の認可



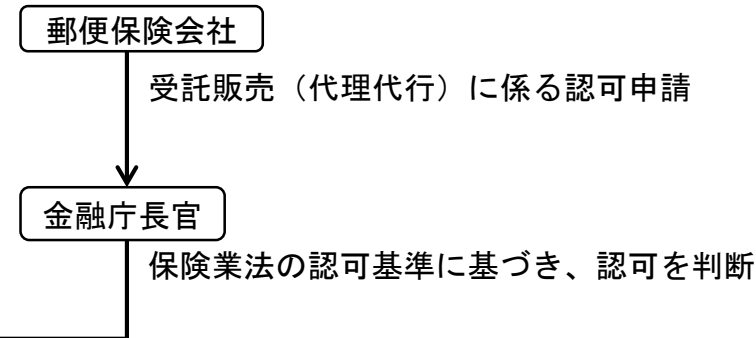
認可基準（郵政民営化法第138条）

次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

<以下の事情を考慮>

- ・ 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- ・ 郵便保険会社の経営状況

2. 保険業法に基づく金融庁長官の認可



認可基準（保険業法施行規則第51条の2）

- ・ 認可申請をした保険会社が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行できること。
- ・ 当該業務代理等が保険会社相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであること。
- ・ 他の保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

1. 及び 2. の認可が得られた場合、新規業務の実施が可能

郵政民営化法（抄）

【郵政民営化法】

第138条 郵便保険会社は、保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の詳細を含む。以下この項において同じ。）のうち政令で定めるもの以外の保険の種類の保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第3条第4項第3号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

【郵政民営化法施行令】

第9条 法第138条第1項に規定する政令で定める保険の種類の詳細は、次に掲げるものとする。

- ② 保険期間が被保険者の終身である保険（保険期間満了時の被保険者の年齢が90年を超える保険を含む。）であるかどうかの別
- ⑤ 保険料を一時に払い込む保険又は分割して払い込む保険のいずれであるかの別（保険料を分割して払い込む保険にあつては、その分割の方法）
- ⑦ 保険金の支払の事由が複数ある保険にあつては、当該保険の保険契約を締結するに当たっての一の保険金の支払の事由に係る保険金額（年金の年額を含む。以下この項において同じ。）の他の保険金の支払の事由に係る保険金額に対する割合
- ⑧ 特約にあつては、特約の保険契約を付するに当たっての当該特約の保険契約に係る保険金額（保険金の支払の事由が複数ある特約にあつては、保険金の支払の事由ごとの保険金額）の当該特約の保険契約を付する保険の保険契約に係る保険金額（保険金の支払の事由が複数ある保険にあつては、保険金の支払の事由ごとの保険金額）に対する割合
- ⑨ 契約者配当を行う保険であるかどうかの別（契約者配当を行う保険にあつては、当該契約者配当として保険金額を増加させる保険であるかどうかの別）
- ⑩ 保険料の算定の基礎として保険契約が解約されると見込まれる率を用いる保険であるかどうかの別

2 法第138条第1項に規定する保険の種類のうち政令で定めるものは、旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成18年6月30日において引受けを行っていた保険が属する保険の種類とする。

保険業法（抄）

第123条 保険会社は、第4条第2項第2号から第4号までに掲げる書類に定めた事項（保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める事項を除く。）を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第4条

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- ① 定款
- ② 事業方法書
- ③ 普通保険約款
- ④ 保険料及び責任準備金の算出方法書

郵政民営化法 (抄)

第138条

- 3 郵便保険会社は、保険業法第97条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

保険業法(抄)

第97条 保険会社は、第3条第2項の免許の種類に従い、保険の引受けを行うことができる。

- 2 保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければならない。

第98条 保険会社は、第97条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

- ① 他の保険会社 (外国保険業者を含む。)、少額短期保険業者、船主相互保険組合 (船主相互保険組合法 (昭和25年法律第177号) 第2条第1項 (定義) に規定する船主相互保険組合をいう。) その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行 (内閣府令で定めるものに限る。)

- 2 保険会社は、前項第1号に掲げる業務を行おうとするときは、第275条第3項の規定により同項に規定する保険募集再委託者が保険募集の委託に係る契約の締結について認可を受ける場合を除き、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。 (以下、略)